第２回　修善寺町外３町合併協議会　会議録

〇山本事務局長

修善寺町外３町合併協議会を開催いたします。最初に、地元中伊豆町長でもあります、海瀬副会長に開会の言葉をお願いします。

〇海瀬副会長

こんにちは。今日は第２回目の合併協議会を開催いたしましたところ、お忙しいところをご参集をくださいまして、ありがとうございます。日を追うごに合併に対する住民の関心が高まって参りました。その中で、情報公開の中で会を進めて参りますが、一つ、よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして会長挨拶。大城会長お願いします。

〇大城会長

皆さんこんにちは。第２回の修善寺町外３町合併協議会にお集まり下さいまして誠にありがとうございます。ついこの間、平成 15 年の新年を迎えたと思いましたら、もう２月でございます。２月に第２回の協議会を行えたという事、今日は第２回目という事になりますが、第１回目に打合せをいたしました、平成 16 年の３月 31 日までに合併しようとする事で１年と２ヶ月。日にちを数えましたら、来年はうるう年でございまして、418 日でございます。明日から３月 31 日まで、実際に活動できる日にちはですね、250 日あるか、合併を決議する規約の決議を各町で、協議会でご決議いただく予定にしてますけれども、そうしますと、あまり日がないなぁと言う感じでございますけれども、第２回目以降色々活発なご意見を下さい。この間は、迅速かつ正確にですね、ご確認をいただきましたけれども、是非、皆さんからもご協力、活発なご発言をよろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。それでは議題に入ります。ここからは会則によりまして、会長が会議の議長になります。大城会長お願いいたします。

〇大城議長

それでは、協議会規約第 10 条第２項により、私がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。

議題の第（１）報告事項　報告第５号「事務事業一元化支援業務委託契約の締結について」報告を事務局、お願いいたします。

〇山本事務局長

報告に入ります前に、訂正をお願いいたします。次第の協議、１番最初の頁でございますが、次第の協議 11―１号、それから協議 11 号「事務所の位置について」これを「新市の」を加えて下さい。同じように「新市の事務所の位置について」と言うのもございます。

「事務所の位置について」と言う所にも、「新市の」と加えていただきたいと思います。
それと、前もって資料をお渡しすると言うお約束を、前回いたしましたが今日になってしまいました。大変申し訳ございません。また、議案にですね、枝番が入っておりまして、ちょっと解かりにくい表現になっておるかと思いますが、検討いたしまして次回からは変更させていただくかも知れません。今回はこれにて、お願いをいたします。
それでは、説明を申し上げます。１頁になります。報告第５号「事務事業一元化支援業務委託契約の締結について」下記の通り報告します。平成 15 年２月６日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。２番のところですが、この委託契約の目的ですけれども、修善寺町外３町合併協議会を構成いたします、修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町及び中伊豆町の合併にかかる事務事業の洗い出しの作業を支援し、新市における事務の一元化につなげていく事を目的といたします。契約の方法といたしましては、随意契約、履行期限は平成 15 年の１月７日から 15 年の３月 25 日まで。14 年度の契約になりますので、15 年の３月 25 日と言うことになります。契約金額は 577,500 円と、消費税に 7,500 円。契約の相手方は「株式会社　ぎょうせい」です。以上で報告と説明を終わります。
○大城議長
ただ今、報告第５号「事務事業一元化支援業務委託契約の締結について」の報告がございました。本件について、ご質問あるいはご意見がございましたら挙手を持ってお願いいたします。ご質問・ご意見ございますか。
○石和信一委員
事務事業の一元化支援業務という事ですが、これは解かるんですが、今現在４町から出されている、事務、すり合わせをやっていただいておりますね。それの検討、チェックをしてくれるという事ですか。それとも一緒になって、今の事務の人達がやっている事を一緒になってやるという事なんですか。これは。
○大城議長
ただ今のご質問について、事務局。
○山本事務局長
そう言う事もあるでしょうけれども、実際にはすり合わせをしていく中で、なかなかうまくいかないと言いますか、ここは「本当の所はどうなっているんだろう」かとか、「他の市町村はどういう形をしているだろう」かと、そうしたものについてですね、「他の町村、県を問わず、静岡県外を問わず、どういうふうになってますよ」と言うような、情報提供をしていただく。「他にもないの」とかそう言った事で、どんどん質問していきまして、「こういうのがありますよ」「こうのようにしたらどうでしょうか」というような、相談をかけていきたい。
このように考えております。
○石和信一委員
業務委託と言うものすから、何か全面的に委託するのか、一部任せるのかと言うよう

に取ったのですけれども、今のお話ですと、いわゆるアドバイスをしていただくとか言うような部分を契約すると、こういう事になるわけですか。
〇大城議長
　事務局お願いします。
〇山本事務局長
　はい。そうです。事務事業の一元化の業務につきましては、研究会の方で始動しておりますので、そうした事になります。
〇大城議長
　よろしゅうございますか。他に、ご意見・ご質問ございますか。これは報告事項でございますので、ご承認させていただけたものとさせていただきます。続きまして、協議事項に移ります。協議第９号「合併の期日について」事務局、説明をお願いします。
〇山本事務局長
　協議第９号「合併の期日について」ですが、この議題につきましては、前回ご提案をさせていただいてます。今回、協議確認をお願いするものですけれども、資料は前回のものを使用いたします。前回資料の 53 頁になりますが、資料のない方は一部用意してございますので、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。何部か用意してございます。遠慮なく手を揚げて下されば。よろしいでしょうか。
　それでは 53 頁になります。前回の資料の 53 頁になります。協議第９号「合併の期日について」別紙の通り提案します。平成 15 年２月６日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。合併の期日について、合併の期日は平成 16 年３月 31 日とする。
　１頁をめくっていただきたいと思います。54 頁になります。そこのところに留意事項とございます。市になるための要件といたしまして、①平成 16 年３月 31 日までに合併した場合、人口要件は３万人以上とし、その他の要件は問わない。これは現在ですと、４町 38000 の人口でございます。これは、市町村合併の特例に関する法律、附則第２条の２に謳われております。②といたしまして、平成 16 年４月１日から 17 年３月 31 日までに合併した場合、人口４万人以上を有する事、という定めがあります。これは、同じ合併特例法の５条の２に掲載されております。ただし、３万では要件がなかったんですが、４万になりますと要件が付いてきます。それが以下に掲載している条件です。　一例を挙げますと、「中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の６割以上あること」、「商工業その他の都市的業態に従事する者及び…」と、こう言うような条件がいくつか付いて参ります。これは、地方自治法の８条の方に載っておりまして、この「中心…」以下の部分は４町では該当しませんので、ちょっと人口が４万を超えた場合でも市にはならないという事は前回、ご説明を申し上げました。本来、市は人口５万人以上で、こうした要件があるわけですけれども、４万という特例があって、その特例の特例といたしまして、３万という特例があります。それからですね、人口の要件とは別に、次の 55 頁ですが、合併の特例に関す

る法律の期限は、平成 17 年３月 31 日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援等は受けられない、と言う事になっております。これは附則の第２条に謳われております。この法律が失効してしまうという事になります。

その他、主な財政措置といたしまして、普通交付税の算定特例、合併算定換えの期間延長がございます。これは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度は合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の５年間で当該算定による増加額を段階的に縮減をすると、こういう記述がございます。ちなみに、１０年はそのままの額ですので、11 年は 0.9 に下がり、以下 0.2 ずつ下がります。つまり、12 年度は 0.7、13 年度は 0.5、14 年度は 0.3、15 年度は 0.1、16 年度は０と、こう言う事になってしまいます。

その他②という特例もございます。これは合併特例債ですが、市町村建設計画に基づく次の事業または基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り合併特例債を充当、充当率 95%と言うことになります。その元利償還金の 70%が普通交付税で措置をされるという事になります。合併特例債というのは、何でもかんでも特例債が適用されると言うわけではなく、次に掲げてあるものが対象になります。つまり、市になるには、４町の場合には平成 16 年の３月 31 日がリミットであるという事です。町で良いよと言う事であれば、いつでも良いわけです。

それから、合併特例債を受けたいよと言う事であれば、平成 17 年の３月 31 日までであれば、よろしいという事になりますが、これは町のレベルであると言う事ですね。

それから市になると、福祉事務所の設置、これは書いてございませんが、福祉事務所の設置をしなければなりません。その他、市は町村に比べて重要な事務を処理するのが建て前となり、事務を処理する規模、能力を有する事が必要とされておりまして、なかなか市になりますと、意識改革も必要になってくるのではないかと考えます。

次の 56 頁ですが、これは、54 頁の最後、都道府県条例である、その市の要件を揃えるという記述が静岡県条例として載っております。提案いたしました 16 年３月 31 日と言うふうになりますと、資料の 57 頁ですが、例えば法定協議会は 1 月に設置をいたしましたが、色々、協定項目、第 1 回目で確認をしていただきましたが、24 の協定項目を合併協定書の調印という事で８月には上げなければなりません。８月の下旬位には、各町の議会で議決をいただくという作業になります。

それから、事務局のレベルといたしましては、真ん中の段ですが、新市将来構想の作成、新市建設計画の作成というものを作るのが義務付けられておりまして、作りましたならば、県との事前協議をしなければならないと、それが５月の下旬には入らなければなりません。遅くとも中旬には完成しておりませんと協議に入れないわけです。実質的には３ヶ月の期間という事になります。

それから下に、事務の一元化、例規、電算システム等の作業がございます。これらも、もう今すでに始めておりまして、これらは、こうした計画になります。これは、５月まで

とか、そうした事はありませんけれども、１年をかけて整備をしていくと言う事になります。以上でございます。
○大城議長
ただ今、事務局より協議第９号「合併の期日について」の説明がありました。本件について、ご質問・ご意見を受けます。
○土屋英隆委員
質問ですが、16 年の３月 31 日に合併するという事は、この日に新しい市が誕生するんだと思います。予算執行の事を考えた時に、15 年度と 16 年度、またがって決算をしなければならないという事になると思いますけれども、例えば３月 31 日に、今まで４町で立てた予算以外に３月 31 日、１日は新しい市で暫定予算を組んでおかないと、予算執行ができないんではなかろうかという様な話を聞いたんですが。
○大城議長
はい。本件について、事務局。
○山本事務局長
３月３１日開庁となりまして、30 日が閉庁となるわけですけれども、31 日は、やはり１日でも、そうした事になります。
○大城議長
よろしゅうございますか。他に、ご質問・ご意見ございますか。
○委員
異議なし。
○大城議長
異議なしとの声がありました。ご異議ございませんか。それでは、第９号合併の期日については原案どおりご承認いただけたものとさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、協議第 10－１号「新市の名称について（調整内容の変更）」事務局、説明お願いします。
○山本事務局長
今日の資料の３頁になります。協議第 10－１号「新市の名称について（調整内容の変更）について」でございます。新市の名称について下記のとおり提案し、確認を求めます。平成 15 年２月６日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。新市の名称にかかる調整内容を別紙のとおり変更いたします。
次の４頁をおめくりいただきたいと思います。この議題につきましては、前回にも提案いたしました資料の一部を改正する提案をし、その確認をお願いするものです。改正する部分は前回資料の 60 から 61 頁の部分です。よろしいでしょうか。上の方と下の方に四角くカッコがされております。上の方を下の方に改めるという事ですが、その中で、下線が引いてあるところがございます。そこの下線の部分を改めさせていただくという事です。調整案の方で「小委員会において、これらの中から適当なものを検討選定し、（１点から数

点）合併協議会において」と言うところですね。下の方に「新市にふさわしい名称のものを小委員会において検討し、数点を選定した中から協議会において」と改めさせていただきます。

小委員会の選定につきましては、後ほど提案いたします、新市の事務所の位置についての小委員会と統合して考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、その小委員会を後ほど、ご承認いただけますならば、この協議会を終了後、直ちに小委員会を開いて新市の名称の公募方法を提案したいと考えております。

公募から募集までのスケジュールは、これはまだ小委員会にかけてございませんので、ここで簡単に、事務局から小委員会に提案する案として申し上げます。２月６日が今日ですので、今日、小委員会を開かせていただきまして、事務局案を提示いたします。そこで皆様にご審議をいただきまして、２月７日から公募を開始したいと思っております。２月いっぱいが公募の締め切りという事になっております。それから、候補を選ぶのが３月５日、新市の名称の決定が３月 19 日、そして 20 日が発表と考えております。募集要項につきましては、後ほど申し上げたいと思います。まだ事務局案として、変わる可能性もありますので、ご含みの上、一つよろしくお願いいたします。

○大城議長

はい。ただ今、協議第 10－１号「新市名称について（調整内容の変更）」の説明が事務局よりありました。本件について、ご質問・ご意見を受けます。

○三須重治委員

公募の方法は、ここに、住民の意見、声を募る等と。例があるとしてで、小委員会の中で、この方法を住民だけに限らず、こういう方法も良いだろう。例えばインターネットを通じて広く求めようとか言う方法も、小委員会の中で検討されて、方法を選ばれているという考え方でいいわけですか。

○大城議長

事務局、説明お願いします。

○山本事務局長

公募の方法でございますが、一応ですね、募集用紙を新聞に折り込んで、返していただく。それからポスターとかを活用する。ホームページにも募集をかける、と言う事になります。ただ、ネットでの応募というのは、今のところ対応できておりませんので、ご勘弁をいただきたいと思います。

○三須重治委員

ネットに限らず、その公募の方法は、小委員会の中でこれから考えると言う事でいいですね。

○山本事務局長

そういう事になります。

○大城議長
　よろしゅうございますか。他に、ご質問・ご意見ございますか。いかがでしょうか。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　異議なしとの声がありました。それでは、協議第 10－１号「新市の名称について（調整内容の変更）」は原案通りご承認されたものといたします。続きまして、協議第 10 号「新市の名称について」を議題といたします。これはやはり、前回の資料となるわけでございます。事務局、説明をお願いします。
○山本事務局長
　協議第 10 号の説明をさせていただきます。協議第 10 号「新市の名称について」は、前回の協議会で提案をさせていただきまして、本日の協議会で協議・確認をお願いいたしました。前回の資料の 59 から 61 頁になります。
　まず 59 頁ですが、協議第 10 号「新市の名称について」別紙のとおり提案します。平成 15 年１月 24 日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。新市の名称について、新市の名称は公募により意見を募り、小委員会において検討した後、合併協議会で決定をすると、こういう提案でございます。
　60 頁に参りまして、ここのところが、少し変更をさせていただきました。基本的な考え方といたしまして、新設合併の場合には、全ての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに、新市の名称を定める必要があります。発足までとありますけれども、実はいろんな調整手続きであるとか、看板等、コンピューター関係、なるべく早く決める必要があります。
　それから、検討に当たっての留意事項、２番に書いてありますが、名称の書き表し方は差し支えのない限り当用漢字字体表を用いると、漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いても良いと、こう言う事で通知がございます。
　それから３番ですが、名称の表し方、これは名称を漢字のみで表している市町村の例が書いてございます。（２）名称をひらがなで表している市町村、これは、むつ市とか、つくば市とか、いわき市とか、そうした市町村がございます。それから（３）名称を漢字及びひらがなで表している市町村、これは、あきる野市、東京都ですが、こうした例がございます。（４）名称をカタカナで表している市町村、これは北海道の、ちょっと有名ですがニセコ町、滋賀県のマキノ町、という事になります。（５）名称を漢字又はカタカナで表している市町村がございます。これは、南アルプス市というふうになっております。以上でございます。
○大城議長
　ただ今、協議第 10 号「新市の名称について」これは前回、既にご承認をいただいている訳でございますが、先ほど 10－１号で調整内容の変更がありましたので、新たにここで、

ご質問・ご意見を承りたいと思います。ご質問・ご意見ございますか。
〇委員
　異議なし。
〇遠藤寿夫委員
　異議なしという話ですけど、ちょっと質問させて下さい。これは、最終的に１つ決めてですね、県の方に、我々はこう言う名前だって持っていくと思うんですけど、却下された場合にはですね、２案３案というのは、その下に埋もれているんでしょうか。
　今、ちまたで、この新市の名前のお話が、何処に行ってもどうするんだ、どうするんだと言う話を、再々お伺いするので、その２案３案のところを、お伺いしたいですけど。
〇大城議長
　はい。事務局、説明をお願いします。
〇山本事務局長
　基本的に、名前は自由でございます。ただ、制限がございます。市なのに区を使ったり、県を使ったり、と言う事はいけない事になっておりますけれども、社会的なモラルに反しない限りは、大丈夫であろうかと考えております。却下するというような事はないと思います。
〇大城議長
　よろしゅうございますか。
〇遠藤寿夫委員
　局長のお話はよく解かったんですけれど、自分たちの思いが、そのまま今のＮＧワード以外に、もしかしたらある可能性っていうお話を、今ちまたでお伺いしているですよ。
　４町位なのに、こんなに大きい名前を付けちゃっても大丈夫なのかとか、そのへんのフォロアップなどができるのかと言うご質問です。
〇大城議長
　ここで、委員でございます県東部行政センター所長で有られます後藤委員に解説をお願いしたいと思います。
〇後藤和英委員
　合併後の市の名前でございますけれども、これにつきましては、当然合併協議会等で決めていただければ結構な事で、県が関わってくるというのは、例えば建設計画なんかにつきまして、要するに新しい市の構想ですね、将来構想、その中に県の事業も盛り込むような格好になるわけですね。ですから、県ではとてもこんなのできないよっていうやつをですね、県の事業にやたら盛り込まれても困るものですから、その事前のすり合わせをしたり、そう言うもので必要になると言う事で考えていただいて結構だと思います。市の名前とか基本的な事については、当然それぞれの責任の方が集まった、この合併協議会の中で決めていただければ良いというように考えております。

○大城議長
　ありがとうございました。よろしゅうございますか。他にご質問・ご意見ございますか。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　異議なしという声がかかりました。では、本件については原案通りご承認されたものとさせていただきます。続きまして、協議第 11－１号「事務所の位置について（調整内容の変更）」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
○山本事務局長
　本日の資料の５頁になります。協議第 11－１号「新市の事務所の位置について」これは調整内容の変更をさせていただきます。新市の事務所の位置を下記の通り提案し、確認を求めます。平成 15 年２月６日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。新市の事務所の位置について、にかかる調整内容を別紙の通り変更する。
　次の頁、６頁をおめくりいただきたいと思います。この議題につきましては、前回提案をいたしました資料の一部を改正する提案して、その確認をお願いするものです。訂正する部分は前回資料の 64 頁になります。一番上に調整内容とございます。それから、同じく 64 頁ですが、四角に囲まれた部分で下から２番目、新市の事務所の位置の考え方というところになります。マスが４つございますが、２つずつ組になっておりまして、上の２つは１番上をその下に改めると、それからその下の２つのマスは、１番上のマスを一番下に改めるという事になります。調整内容ですけれども、小委員会を設置し調査事項を付託するという事になっておりますが、小委員会で検討した後、合併協議会で決定するという事に改めます。変更いたします理由は、小委員会で検討した後、本協議会で決定する事を明らかにする事です。
　それから、その下でございますが、新市の事務所の位置の考え方ですが、この様になっておりますのを、下の現有庁舎の１つを新市の事務所の位置とする。それから、２、新庁舎を建設し、新市の事務所の位置とする、に改めます。変更いたします理由は、新市の事務所の位置は、位置についてのみ考えれば、下段のとおりになります。事務所の位置ですので分庁方式とか、そうしたものは、特にここで触れなくても良いだろうという考えです。１番２番とあるわけですけれども、考え方としてはどちらかしかないわけです。理論的にはどちらかしかございません。しかし、現在の状況で、２の新庁舎を建設し、とありますけれども、これは、場所も設計も不明でございますので、不明なところに事務所を置く事はできません。従いまして、①の選択肢しかない事になります。前にありました、支所の設置等につきましては、協定項目の 12、事務組織・機構の取扱い等で検討すべきかなと考えております。以上でございます。
○大城議長
　はい。協議第 11－１号「事務所の位置について（調整内容の変更）」の説明が事務局より

ありました。本件について、ご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見ございますか。ご質問・ご意見ございませんか。ありがとうございます。それでは、協議第 11－１号「事務所の位置について（調整内容の変更）」は原案通りご承認されたものといたします。続きまして、協議 11 号「事務所の位置について」これも前回の資料に基づいての提案でございます。事務局、説明をお願いいたします。

〇山本事務局長

協議第１１号「新市の事務所の位置について」につきましては、前回の協議会で提案していただき、本日、この協議会で協議・確認をお願いいたしました。前回の資料の 64 から 69 頁になります。尚、64 頁の一部につきましては、協議第 11－１号で改正をさせていただきましたので、改正後の資料に置き換えて協議をお願いするものです。提案の内容は小委員会を設置し、小委員会で検討した後、本協議会で決定するものでした。

それでは、前回の資料 64 頁をお願いいたします。調整の内容につきましては、先ほど申し上げましたけれども、新市の事務所は地域住民の利便性、交通事情及び他の官庁との関係を考慮しつつ、と書いてございます。４町の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする、という事になっております。

それから、新市の事務所の位置を決定する必要性につきましては、これは自治法で、条例で事務所の位置を定めなさいよ、と言う事になっております。

それから、事務所の位置の決定基準につきましても、自治法でこのようにしなさいと、住民の利便に最も適合するように交通の事情、他の官公庁との関係を考慮すべきという事が挙げられております。それから、調整の具体的な内容というのは、こう言う事ですね。

65 頁には、事務所の位置に関する法令という事で、最初に条例でこれを定めなさいとなっております。そして、支所・地方事務所等の設置とあります。これらは抜きましたので、よろしいでしょうか。

それから 66 頁、これは先進事例ですね。

そして 67 頁、新市の名称及び事務所の位置選定小委員会の設置についての案ですけれども、３といたしまして、小委員会の委員は１３人の委員をもって組織をすると。

それから 68 頁ですが、庁舎の関係資料が修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町、これは、並び順は自治省コードに記載してございます。小委員会を設置いたしまして、こうした資料を基に、事務所の位置を検討し、合併協で決定する事を確認していただくものです。以上でございます。

〇大城議長

はい。協議第 11 号　新市の事務所の位置について　これも前回、ご承認いただいているわけでございますが、新たにご質問・ご意見がございましたら承ります。ご質問・ご意見ございますか。

〇委員

異議なし。

○大城議長
　異議なしとの声がありました。それでは、第 11 号「新市の事務所の位置について」は原案通りご承認いただけたものとします。続きまして、協議第 11－２号「新市の名称選定小委員会及び新市の事務所の位置選定小委員会について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
○山本事務局長
　はい。協議第 11－２号について、ご説明申し上げます。「新市名称選定小委員会及び事務所の位置選定小委員会の委員の指名について」下記の通り提案します。平成 15 年２月６日提出、修善寺町外３町合併協議会々長大城伸彦。新市名称選定小委員会及び事務所の位置選定小委員会の委員の指名について、協議第 10 号「新市名称選定小委員会」及び協議第１１号「事務所の位置選定小委員会」については、２つの委員会を統合し、名称を新市名称及び事務所の位置選定小委員会とし、会長が指名する委員は別紙の通りとする、と言う事でございます。
　先ほど確認をさせていただきましたので、小委員会を設置いたしました。それぞれの小委員会を統合して、名称をこうした名前にすると言うものでございます。尚、委員は会長が協議会に諮り、指名すると言う事になっております。委員会を統合いたしました理由は、事務のスピード化をはかると共に、委員会をあまり多く設けないと言う事によります。
　なお、８頁になりますが、そこに委員さんの名簿が載っております。ここに、１番の大城伸彦とありますけれども、会長となっております。委員の区分は１号の町長に当たるわけですが、会長は委員長になれないと言う意味も含めまして、ここで会長とさせていただきました。以上でございます。
○大城議長
　はい。ただ今、事務局より、協議 11－２号「新市の名称選定小委員会及び新市の事務所の位置選定小委員会について」の説明がありました。ご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見ございますか。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　異議なしと言う声がありました。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、協議第１１－２号「新市の名称選定小委員会及び新市の事務所の位置選定小委員会について」は、原案とおりご承認されたものといたします。続きまして（３）新規提案及び協議事項に移ります。協議第 13 号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規定の一部を改正する規定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
○山本事務局長
　はい。協議第 13 号について、説明を申し上げます。「修善寺町外３町合併協議会委員等

の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」下記の通り提案し協議を求ますとありますが、確認を求めますと言うようにご訂正をいただきたいと思います。一番最後のところ、協議が確認という事でお願いいたします。平成 15 年 2 月 6 日提出、修善寺町外 3 町合併協議会々長大城伸彦。これは、今まで申し上げた通りですが、10 頁ですね、ここでは、規程の一部を改正するという事で、附則で 15 年 1 月 24 日から施行すると、これは第 1 回の協議会を開催した日から施行をするという事で、その改正の内容につきましては、11 頁になります。これは今までと、ちょっと違いまして、左側に改正前がありまして、右側に改正後がございます。よく見ていただきますと、ただし、というところが改正前にはありますが、右の改正後にはありません。つまり、但し書き以下を削ってしまうという内容になります。改正する理由は、費用弁償の支給は一般職の職員の例を適用しないで、特別職・非常勤の例を適用しようというものです。つまり、協議会の会議に出席をされました場合、今まで支給できないという規定になっておりましたが、半額の 1 ,100 円が支給できるようになります。これは事務局のチェックのミスで、私のミスで、大変申し訳ありませんでした。

○大城議長

協議第 13 号「修善寺町外 3 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」の説明が事務局よりありました。本件について、ご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見ございますか。いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○大城議長

異議なしという声がございました。協議第 13 号「修善寺町外 3 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」は、原案のどおりご承認されたものといたします。以上をもちまして、本日予定されました議題は、全て終了いたしました。長い間、慎重なご審議、また議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。それではここで、議長を解任させていただきます。

○山本事務局長

はい。ちょうど切れも良いところで、また時間も 1 時間経っておりますので、ここで少し、休憩をしたいと思います。今 30 分ですので、後がございますので、40 分から再開と言う事でお願いしたいと思います。

＜休憩＞

○山本事務局長

40 分の時間になりましたので、始めさせていただきます。

お手元の次第の 4 番。その他になります。その他の（1）田方南部地域の合併に関するアンケートについてという事で、13 頁になります。これは、もう既にアンケートを開始してございます。このアンケートにつきましては、新市の基本構想、それから新市の基本計

画に反映させなければなりませんので、反映をさせるには、もう今から始めておかないと、なかなか反映が期間的に難しくなってしまうという事で始めさせていただきました。発送が１月 27 日、回答が２月の７日、明日の消印になります。中間発表が３月の、単純集計だけだと思いますが、だけですが、３月５日、それから最終の報告が３月の 15 日と言う事になります。現在の時点ですと、2500 名の方を無作為抽出、16 歳以上の方、昭和 62 年４月１日以前にお生まれの 16 歳以上の方を、無作為に 2500 人選ばせていただきまして、郵送法による調査、アンケートでございます。今日の時点で、839 通のご返事をいただいております。内容につきましては、県事業として、この事業は取り組んでいただけると言う事でして、内容を事務局と財団法人、静岡総合研究機構という所がございます。ここは、静岡県と各市町村が出資をいたしまして、総合研究機構法という法律に基づき設立をしておる所でございますけれども、そこのところと、内容について打合せをいたしまして、実施をいたしました。内容につきましては、ちょっと縮小になっておりますが、この片面が大きくＡ４になるという事になります。例えば問１ですが、あなたの性別・住所・お仕事、それから通勤・通学先・買い物先などが、問５にございます。それから、問６ですが、あなたの住む町の現状についてお尋ねをしますという所です。それから問７、４町が合併するとしたら、将来的にどのようになっていけば良いかという事です。それから問８、合併のイメージ、それから 15 頁にいきまして、問９では、合併に期待する事はどういう事でしょうか、という事ですね。それから問 10 で、合併で心配に思う事を挙げました。それから、問 11 で、シンボルとなるような事業、それから、優先的に取り組んで欲しい施策、整備して欲しい施設、都市基盤などがありますかと、これは自由にお書き下さいと。それから問 12 で、町が合併するとしたら、何か他にご意見はありますかと、自由欄を設けております。以上でございます。アンケートを急ぎました理由は、先程も申しました様に、いろんな計画からいたしますと、実質３ヶ月位しか計画を作る期間、新市の建設計画ですが、ございませんので、もう同時スタートという事で、全ての事業を１月からスタートさせていただきました。以上です。

それから、16 頁になりますが、これはいろんな事務事業のすり合わせを、既に始めておりまして、専門部会、分科会等を開催をいたしております。上のほうは幹事会となっておりますが、主に会則、こういうようにやっていきますよと言う様なものが、まず第１回目でございますので、そうしたものが多くなっております。

それから 17 頁でございますが、合併協議会の広報事業という事につきまして、これは確実に今行っているものだけを挙げさせていただきました。会報誌の発行、これが１日だったでしょうか。出ましたけれども、合併についての情報提供・判断の材料の一助になればという事で、会報誌の発行をいたしております。発行回数は、２月１日号から毎月１回の発行予定で、各町の広報誌発行と同時にいたします。発行部数は４町になりますので、13,600 部、印刷の委託はこういうようになって、金額もこの金額でございます。各町村の内訳はですね、１８頁にございまして、会報発行部数とございますが、ここになります。

ほとんど、広報誌と同じ日に送ってございますが、ちょっと天城湯ヶ島町さんだけはですね、広報誌を新聞折込にしておるということでございますので、こちらの方の天城湯ヶ島町さんだけは、新聞折込とさせていただきました。

それから、ホームページですが、実はこれはですね、１月からすぐ立ち上げれば良かったんですが、今のところ、合併協議会としては立ち上がりをしておりません。しかしながら、こういうような時代でございますので、ちょうど真ん中の方にありますが、伊豆天城ドットコムというところに、ご協力をいただきまして、合併という所でネット検索ができるようにしてございます。これは天城湯ヶ島町さん、特に総務課長さんには大変ご尽力をいただきまして、開設をしておるところです。内容につきましては、事務局の方で色々相談をしてやっております。

それから、マスメディアさん、今日もいらっしゃっておりますが、できるだけお願いをしていこうという考えでおります。

新市の名称の公募でございますが、先程申し上げましたけれども、この後小委員会を開いていただきまして、事務局案をお出しいたしますので、それを検討をさせていただいて、正式に決まると。変更もあるかも知れませんけれども、一つよろしくお願いします。以上でございます。

続きまして、次回の開催日の確認ですが、その後ろに、こうしたものが１枚机に置いてございます。これなんですが、２月の 19 日午後１時 30 分から、土肥町の役場の４階で開催をさせていただきます。新規の提案につきましては、これは予定でございますけれども、13 号といたしまして、町名・字名の取扱い。それから、なかなか重要です。14 号ですが、議会の議員の定数及び任期の取扱い。それから 15 号といたしまして、姉妹都市・国際交流事業というものを新規提案を予定しております。尚、会議の終了後に、新市の建設計画の小委員会及び新市の名称等選定小委員会の開催を予定してございますので、よろしくお願いします。

それと、これのお知らせは、第３回を申し上げましたけれども、次の回、第４回でございますけれども、３月５日の水曜日、13 時 30 分から天城湯ヶ島町さんで行いますので、よろしくお願いいたします。ご都合を、なんとか付けていただきたいと思います。

今までずっと、その他でやってきましたけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

○井本甲男委員

広報誌ですけれども、委員で見損なう場合があると思いますので、委員に広報誌の配布をしていただきたいと思います。

○山本事務局長

気が付かずに申し訳ありません。１号から送らさせていただきます。

○遠藤正寿委員

運営の方法なんですけれども、本日提案されました合併の期日については皆さんにご承

認をもらったようでございますが、この次、協議会が提案される案件が多分あるわけですけれども、町名・字名の取扱い等はですね、先ほど局長の話ですと、２月いっぱいにアンケートを取ると。小委員会で決定すると思うですけれども、そうしますと、これが、２月19日にですね、議会の委員の定数を、ここで提案されたものを、この次の協議会っていうと３月５日ですね、ここでもう決定するわけですか。

○山本事務局長

なるべくですね、色々ご事情があるようで、前回も意見として出されましたので、配慮は致しておるわけですけれども、なかなか、例えば、他の市町村合併の例もありますので、ちょっと、あまり早く皆さん決めるのはどうかとか、もっと早くしろとか、あると思いますので、そこの中で決めていただければ、宜しいかと思いますけれども。

○遠藤正寿委員

確かにその、３点目ですね、姉妹都市・交流会、これなら各町村が持っている事業ですので、時間的にかなりかかると思うですね。これなら、かなり時間をかけてもいいと思いますけど、先ほど言った議会の定数等は、土肥町さんが選挙があると言うような事でですね、必ずしも今回提案されたものが次回に承認していただくという事にはならないわけですね。

○山本事務局長

はい。

○遠藤正寿委員

何回かの会議はある程度まとめて承認するという形になるわけですか。

○山本事務局長

一応、提案させていただきまして、確認がいただけない場合がございますね。基本的には全員一致、一人も反対が無く確認をするというのが会議規則に載っておりますけれども、議論を尽くして、どうしてもまとまらない場合には、そういった機転も、また３分の２以上の議決をだったと思いますけれども、あります。だけれども、それに至るまでは継続ということで、色々知恵を出し合ってやっていくと。一応の目安でございますので、そんなに早くては困るよという事であれば、もう少し送っても構わないかなと思いますけれども。色々お話もあるようですので、４町のお話もあるようですので、そうしたものも含めまして、このところで議論をしていただければというふうに思います。私どもはあくまでも、今までほとんど原案通りいただいてるんですけれども、もうちょっとこの次まで送ろうよとか、これがもうちょっと聞きたいよとかいう事があれば、それはもちろん構いませんので、考えていただきたいと思います。

○遠藤正寿委員

解かりました。

○山本事務局長

他にございませんでしょうか。

○石和信一委員
　修善寺の遠藤さんと関連、若干するわけですけれどもね、合併協定項目ですか。後12回位の協議会で消化していくのにね、今日の様な段取りだったら、事務を消化しきれるのかなと言うような心配をしているのですけれども。従って案件によってはね、先ほど冒頭の時に議題を事前にという事ですから、事前にいただけると思いますので、当日、今日なら今日決めれるような案件については、結論を出していただくような方針でですね、協議会を進めていただく事を要望したいわけです。毎回、持ち帰って相談して、次回議決をいただくなんていう事では、消化しきれないという心配をするもんですからね、特にこの協定項目の中によってはね、１回だけで話ができない事だっていくつかあろうかと思います。特に、一つでくくってありますけど、新市の計画を、１回では、なかなか決まりきれないんじゃないかと思うし、今日のように、事務所の位置を、また持ち帰って、次に決めるなんて事じゃなくて、例えばですね、今日の様な事は１発で決めるとか、そういうような段取りを取っていただけないと、消化しきれないと思いますんで、どうぞご検討いただきたいと思います。
○山本事務局長
　はい。解かりました。それにつきましては、うちの方が優柔不断でありましたならば、今日決めようよと委員さんの皆さんがおっしゃっていただきたいと思います。そうでないと、延ばそうよって人が一人でもいらっしゃると、なかなか、そういう訳にはいきませんので。是非。
○石和信一委員
　ここで決めようっていう時間をもらえないものですから。
○山本事務局長
　解かりました。
○大城議長
　会長として、力強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。
○山本事務局長
　それでは、よろしいでしょうか。閉会の言葉を中伊豆の町長であります、海瀬副会長お願いします。
○海瀬副会長
　慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。まだこの後、小委員会も開かれますけれども、引続きお願いいたします。本当に今日はご苦労様でございました。